

附則第五条第七項	百五分の四」とする 、又は 場合における新消費税法	百八分の六・三」とする 、若しくは 場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行つた場合における二十九年新消費税法
これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四	二十九年新消費税法第三十条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、二十九年新消費税法第三十六条第一項中「百分の七・八」とあるのは「百八分の六・三	るのは「百分の六・三」と、

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十六条の二 二十九年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行つた特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

附則第十八条第三項を削る。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法目次の改正規定中「第一百六十六条」を「第一百六十六条」に改め、「第一百六十六条の二」の下に「」に、「第一百六十六条の二」を「第一百六十六条の三」を加える。

第一条のうち所得税法第二百六十一条の改正規定中「同条第五号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ」を「同条第十一号を同条第十五号とし、同条第十号中「第八号口」を「第十二号口」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号を同条第十三号とし、同条第五号から第八号までを四号ずつ繰り下げ」に改め

る。

第一条のうち所得税法第百六十五条の改正規定中「第七十三条」を「第六十条の四」に改める。

第一条のうち所得税法第百六十六条の改正規定及び同法第三編第二章第二節第二款中同条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第一百六十六条中「第一百二十条第三項第四号（確定所得申告）」を「第一百十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）」中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第一百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と、第一百二十条第一項第三号（確定所得申告）中「第三章（税額の計算）」とあるのは「第三章（第九十五条（外国税額控除）を除く。）（税額の計算）及び第一百六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第一百六十五条の六第一項から第三項までの規定による控除」と、同条第三項第四号に、「第一百四十三条」を「第一百二十二条第二項（還付等を受けるための申告）」中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第一百六十五条の六第二項又は第三項」と、第一百二十三条第二項第六号（確定損失申告）中「第九十五条（外国税額控

除)」とあるのは「第一百六十五条の六(非居住者に係る外国税額の控除)」と、第一百四十三条に、「」及び「」を「」中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と、第一百四十五条第二号(青色申告の承認申請の却下)中「取引」とあるのは「取引(恒久的施設を有する非居住者については、第一百六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。第一百四十八条第一項及び第一百五十条第一項第三号(青色申告の承認の取消し)において同じ。)」と、「」に改める。

第三編第二章第二節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする。

第三編第二章第二節第二款中第百六十六条の次に次の一条を加える。

(恒久的施設に係る取引に係る文書化)

第一百六十六条の二 恒久的施設を有する非居住者は、第一百六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得(以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。)を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第一百六十五条第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定により準じて計算

する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

2 恒久的施設を有する非居住者は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該非居住者の第六十一条第一項第一号に規定する事業場等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第一条のうち所得税法第二百三十二条の二第一項の改正規定中「第二百三十二条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改める。

第一条のうち所得税法第二百三十二条の二の改正規定中「第二百三十二条の二」を「第二百三十三条」に改める。

第一条のうち、所得税法第二百三十八条の改正規定中「同条第三項中」の下に「「第二百六十六条の二」を「第二百六十六条の三」に、「」を加え、同改正規定の次に次のように加える。

銀二〇五回十一條母「銀五六十條の」 や「銀五六十條の」 とある。

銀二〇六條の「扶養親族等の申告書」（丁度の申告書）の名出親族及び同居特別障害者（丁度の申告書）の名出親母「当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下」 や「当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第二百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（4）において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この（一）において同じ。）の数が7人以下」 とある。「（給与所得者の扶養控除等申告書）」 とある、「同居特別障害者」 のこと「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第二百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」 とある、「申告された扶養親族等の数に応じ、」 や「申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第二百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された」とある。

銀二〇七條の「扶養親族等の申告書」 「申告された扶養親族等」 のこと「（当該扶養親族等が第二

百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（二）において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。（二）において同じ。）」をもとべ、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を置き、「同居特別障害者」の次に

「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第一百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」をもとべ。

第十条の二の租税特別措置法第十条の五の四第一項の改正規定中「第十条の二の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改める。

第十条の二の租税特別措置法第二十七条の十団の二第一項の改正規定中「第二十七条の十団の二第一項」を「第二十七条规定の十団の二第一項」に改める。

第十条の二の租税特別措置法第二十七条の十団の二第一項の改正規定中「第二十七条规定の十団の二第一項」を「第二十七条规定の十団の二第一項」に改める。

第十条の二の租税特別措置法第四十一一条の改正規定中「第四十一一条第一項」を「第四十一一条の二第一

第一項」に改め、同改正規定の次に次の二つを加える。

第四十二条第一項中「第一百六十一條第六号」を「第一百六十一條第一項第十号」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられる」を「法人税法第一百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第十条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第一項の改正規定中「〔法人税法〕を〔同法〕に、〔の規定〕を〔第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定〕に」を削り、同条第十二項第八号の改正規定及び同条第十七項の改正規定を削る。

第十条のうち租税特別措置法第四十二条の五第二項の改正規定、同法第四十二条の六第二項の改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定及び同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定中「〔の規定を〕を〔第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を〕に」を削る。

第十条のうち租税特別措置法第四十二条の十三第一項の改正規定中「改め、〔第七十条の二まで〕の下に〔第一百四十四条及び第一百四十四条の二〕を加え」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十七条の六の改正規定を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定を次のように改める。

第六十八条の百十第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の百十一第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定中「「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改め」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項の改正規定中「「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改め」を削り、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項の改正規定中「「の規定を」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改め」を

削り、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第六項の改正規定中「改め、」第十七条の三」との下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、」第十七条の三の二」との下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項の改正規定中「、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、」第十七条の三の二」との下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十四条の改正規定の次に次のように加える。

第二十条の二中「第一百六十六条の二」を「第一百六十六条の三」に改める。

第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定の次に次のように加える。

第三十四条第三項及び第三十七条中「第一百六十六条の二」を「第一百六十六条の三」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の改正規定中「、」「第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に」を削る。

附則第一条第五号口中「同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定及び同法第六十七条の六第一項の改正規定」を「及び同法第四十一条の十三の三第十三項の改正規定」に改め、同条第六号イ中「五条

を加える改正規定」の下に「同節第二款の二中第百六十六条の二を第百六十六条の三とする改正規定」を加え、「第二百三十一条の三」を「第二百三十三条」に改め、「第二百三十八条の改正規定」の下に「同法第二百四十一条の改正規定」を加え、同号ト中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三」に、「第三十七条の十四の十四の三」を「第三十七条の十四の四」に改め、「第四十二条の二十一の改正規定」の下に「同法第四十二条の二十二の改正規定」を加え、「及び「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に改める部分」を削り、「同条第十二項第八号の改正規定」を「同条第十七項の改正規定」に改める部分に限る。）、同条第十三項を「同法第四十二条の五第二項の改正規定（「の規定を」を「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、同条第十三項を「同法第四十二条の五第十三項」に、「同条第二項の改正規定（「の規定を」を「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、同法第四十二条の九第一項の改正規定（「の規定を」を「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第七項を「同法第四十二条の九第七項」に、「同法第四十二条の十一第二項の改正規定（「の規定を」を「第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、同条第十項を「同法第四十二条の十一第十項」に、「同法

第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第二項第三号を「同法第四十二条の十二の四第二項第三号」に改め、「同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「第七十条の二まで」の下に「第一百四十四条及び第一百四十四条の二」を加える部分に限る。）」及び「同法第六十七条の六第二項の改正規定」を削り、「並びに同法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定」を「同法第六十八条の百十の改正規定及び同法第六十八条の百十一の改正規定」に改め、同号チ中「同法第十七条の二第二項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、同法第十七条の二の二第二項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項を「同法第十七条の二の二第八項」に、「同法第十七条の二の三第二項の改正規定（「の規定を」を「第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）」、「同条第九項」を「同法第十七条の二の二第八項」に改め、「同法第六十七条の二と」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。

る。）」、「同条第五項の改正規定（「第十七条の二」と）の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」とを加える部分に限る。」及び「同条第五項の改正規定（「第十七条の二」と）の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」とを加える部分に限る。」を削り、同号リ中「第十四条の改正規定」の下に「「同法第二十条の二の改正規定」を加え、「除ぐ。」及び「除ぐ。」に改め、「同条第五項とする部分を除ぐ。」の下に「並びに同法第三十四条第三項及び第三十七条の改正規定」を加え、同号ヌを削り、同条第七号イ中「第一百三十二条第一項」を「第一百三十二条第一項」に改め、同号ハ中「第十条の五の四第二項第三号」を「第十条の五の三第二項第三号」に改める。

附則第十九条第四項中「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める。

附則第二十二条中「第一百三十二条の二第一項」を「第一百三十二条第一項」に改める。

附則第四十五条第二項後段及び第六項後段を削る。

附則第四十六条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同項中「第六条第六項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平

成二十六年法律第十号）附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六条第六項後段」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

附則第五十九条第十二項中「同条第十項」を「並びに同条第十項」に、「とあり、並びに」を「とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、旧租税特別措置法第三十七条の三第二項中「及び第十三条の二の規定」とあるのは「の規定」と、「に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則第六十二条第一項中「第三十七条の十四の二」を「第三十七条の十四の三」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に改める。

附則第七十四条の次に次の一条を加える。

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条の二 新租税特別措置法第四十二条第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する

利子については、なお従前の例による。

附則第八十一条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第八十三条第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「及び第十五項」を削り、「同条第七項」を「同項」に、「と、同条第十五項」を「とし、施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における同条第十五項の規定の適用については同項」に改める。

附則第九十条第八項中「同条第十二項」を「同条第七項中「及び第四十六条の二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項】に改める。

附則第一百二十二条第八項中「「法人税法」と」の下に「同条第七項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と」を加える。

附則第一百四十六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 第八条中租税特別措置法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同法第九十条の十一の三第一項及び第二項の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定並びに同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第九十九条の規定 平成二十七年五月一日

二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める部分を除く。）、同法第四十五条第一項第二号の改正規定、同法第六十条の次に三条を加える改正規定、同法第二編第三章第二節中第九十五条の次に一条を加える改正規定、同編第五章第二節中第五款を第六款とし、第四款の次に一款を加える改正規定、同編第七章を同編第八章とする改正規定、同法第一百五十三条の改正規定、同編第六章中同条の次に四条を加える改正規定、同章を同編第七章とし、同編第五章の次に一章を加える改正規定、同法第一百六十五条の改正規定、同法第三編第二章第二節第二款の次に一款を加える改正規定、同法第一百六十七条の改正規定、同法第一百六十八条の改正規定並びに同

法第二百三十八条第三項及び二百四十二条の改正規定並びに附則第七条から第九条までの規定

口 第三条の規定（同条中相続税法第十条第一項第五号の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。）及び附則第三十四条第一項から第三項までの規定

ハ 第六条中国税通則法第七十条第四項の改正規定、同法第七十三条第三項本文の改正規定及び同法第七十四条の九の改正規定（同条第三項第一号中「の規定により」を「において」に改める部分を除く。）並びに附則第五十三条第四項及び第一百十四条（地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十六条第二項の改正規定に限る。）の規定

二 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の改正規定

ホ 第八条中租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項の改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条第二項各号の改正規定、同条を同法第四十一条の二十二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十条の二第二項第一号の改正規定、同法第七十条の三第三項第一号イの改正規定及び同法第九十三条第一項第一号の改正規定

ヘ 第九条中税理士法第三十四条に一項を加える改正規定及び附則第百条の規定

ト 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第

二項第一号イの改正規定

チ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条に四項を加える改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定（「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同表租税特別措置法の項の改正規定、同表国税通則法の項の改正規定、同条第四項第二号の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定

リ 附則第三十九条第十三項から第十五項までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十七年十月一日

イ 第二条中法人税法第八十四条の改正規定及び同法別表第二の改正規定

口 第四条の規定（同条中消費税法第二条第一項第八号の次に四号を加える改正規定（同項第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。）、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号口の改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く。）並びに附則第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第十二項まで、第四十条から第四十七条まで、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十八条の規定

ハ 第六条中国税通則法第二条第九号の改正規定、同法第十五条第二項第七号の改正規定（「充てん場」を「充填場」に改める部分を除く。）及び同法第三十八条第三項第三号の改正規定

二 第八条中租税特別措置法第八十五条第二項の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第八十六条の四の見出しの改正規定、同法第八十七条の七第二項の改正規定及び同法第八十八条の三第二項の改正規定

ホ 第十条の規定

四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める部分